白鷹町子育て支援住宅入居者募集要項

白鷹町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例及び白鷹町子育て支援住宅入居者公募要領に基づき、下記のとおり入居者の募集を行います。

住宅の概要（P8「解説」参照）

〇名　　称　白鷹町子育て支援住宅（８号）

〇所 在 地　西置賜郡白鷹町大字鮎貝７３４１番地

〇構　　造　木造平屋建

〇間 取 り　２ＬＤＫ（延床面積　約７８㎡）

〇家　　賃　２子までを扶養する場合　３５，０００円／月

　　３子以上を扶養する場合　３０，０００円／月

〇敷　　金　家賃の３ヶ月分

〇募集戸数　１戸（８号）　＊H21 年竣工

入居者の資格

〇資　　格

入居申込み時点において、下記（１）～（５）の要件をすべて満たす方。

（１）子を持つ夫婦世帯で現に同居し、又は同居しようとする親族のうち、１人以上が小学校就学前であること。

（２）公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得が３１３，０００円を超えないこと。

（３）自ら居住するために住宅を必要としていること。

（４）市町村民税を滞納していないこと。

（５）暴力団関係者ではないこと。

〇期限付き入居

同居する小学校就学前の子どもが中学校に就学する年の３月３１日までを入居期限とします。ただし、新たに子どもが出生した場合、または婚姻、養子縁組により中学校就学前の子どもが新たに同居する場合は、入居期限の延長ができるものとします。

申 込 方 法

〇受付期間　令和８年１１月１６日（月）から１１月２７日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

〇受付時間　午前８時３０分から午後５時まで

〇申 込 先　〒992-0892 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲８３３番地
白鷹町役場　建設課管理係（電話 0238-85-6140）

〇申込方法　「子育て支援住宅入居申込書（様式第１号）」に必要事項を記入し、下記の関係書類を添付して、上記の申込先に持参または郵送により各１部を提出して申し込んでください。

（１）所得額を証明する書類
（過去１年間における入居予定者全員の所得額を証する書類
例：令和７年分給与所得の源泉徴収票など）

（２）住民票謄本

（３）入居者全員の令和８年度市町村民税納税証明書又は非課税証明書

〇そ の 他　郵送による申込みの場合は、受付期間終了日の午後５時までに申込先に到着した書類のみ有効といたします。また、「子育て支援住宅入居申込書（様式第１号）」は白鷹町役場建設課管理係に直接請求していただくか、白鷹町のホームページからダウンロードしてください。
白鷹町公式ホームページ　https://www.town.shirataka.lg.jp/

選 考 方 法

〇選考方法　申込者の中から世帯構成や収入状況を踏まえて決定します。

ただし、募集戸数を超える申し込みがあった場合は、各申込者全員にご参集いただき、抽選により決定します。

〇抽選方法　抽選会は令和８年１２月１５日（火）午前９時３０分に行う予定です。

なお、抽選会開催の有無や抽選会の詳細については、申込締め切り後にご連絡いたします。

抽選方法は下記のとおりです。

【申込者数が募集戸数を超える場合の抽選】

① 受付番号（申し込み順で付番）の早い順に、クジを引く順番を決める。

② クジを引く順番の早い順に、入居者決定の抽選を行う。

③「１」のクジを引いた者が当選となり、入居決定者となる。また、「２」以降のクジを引いた者が落選となり、入居補欠者となる。

④ 入居補欠者が複数の場合は、クジの数字の小さい順に、入居順位を定める。

（例：クジ「２」⇒第１順位、クジ「３」⇒第２順位、……）

なお、入居決定者が入居前に入居を辞退する場合は、入居順位に従い、入居補欠者から繰り上げて入居者を決定する。

入居の手続き

〇決定時期　入居決定者には、令和８年１２月下旬ごろに「子育て支援住宅入居決定通知書（様式第２号）」により入居決定通知を行います。

〇手続方法　入居決定者は、決定のあった日から１０日以内に下記（１）と（２）の手続きを行ってください。

（１）書類の提出

①子育て支援住宅使用請書（様式第４号）　２部

②連帯保証人の住民票謄本　１部

③連帯保証人の印鑑証明書　１部

④連帯保証人の過去１年間における所得額を証する書類　１部

※同居人のかたは連帯保証人になれません。

※連帯保証人は、原則として親族等で県内に居住し、かつ入居決定者と同程度の収入があるかたとなります。

（２）敷金の納入

敷金は、家賃の３ヶ月分になります。納付書により、役場税務出納課出納係又は町指定（収納代理）金融機関へ納入してください。

〇入居時期　入居の手続きが済み次第、「子育て支援住宅入居可能日通知書（様式第９号）」により入居可能日を通知しますので、入居可能日より１５日以内に入居してください。なお、入居可能日は令和９年１月下旬の予定です。

入居後の注意事項

項　　目	内　　容
住所の変更	引っ越しから１４日以内に、役場へ転入届（または転居届）の手続きを行ってください。
家賃の納入方法	家賃については、条例で定めている金額となります。家賃の納入方法については、 ① 納付書により現金で納付 ② 口座振替 ③ スマートフォン決済 上記のいずれかとなります。納付期限は毎月月末です（月末が土日祝日の場合は休み明けの平日）。口座振替を希望される方は、役場窓口（税務出納課）または振替口座がある金融機関の窓口で手続きを行ってください。
家賃の滞納	家賃を滞納すると ①督促状を発送します。 ②３ヶ月以上滞納すると、連帯保証人に請求又は住宅の明け渡しを請求する場合があります。 以上の措置がとられますので、家賃は毎月納入してください。
ペット等の動物の飼育	犬、猫、その他の動物、鳥類などは飼育できません。
駐車場	駐車場は各戸２台です。（除雪は各自対応となります） その他、来客用駐車場があります。
連帯保証人の変更	連帯保証人を変更しようとするときは、「子育て支援住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（様式第 8 号）」を提出してください。
住宅の修繕	町が修繕するものは、主要構造部及び住宅に常備された給排水、電気設備などです。これらの修繕の必要が生じた場合は、

	「子育て支援住宅修繕依頼書（様式第 15 号）」を提出してください。 それ以外の小規模な修繕は入居者負担となります。また、町が修繕を行うものでも、入居者の不注意によって住宅等を損傷した場合は、故意、過失を問わず入居者で修繕していただくか、または、これに要する費用を負担していただきます。
住宅の管理	子育て支援住宅は、町の公的施設です。入居にあたっては、常に住宅本体や設備の破損等に留意するとともに、隣接者や後の入居者等に迷惑がかからないよう、良好な住宅の維持管理に努めてください。特にご注意いただきたいことは下記のとおりです。 ・草むしりなど住宅周辺の環境美化に努めてください。 ・屋根の雪下ろしや住宅周辺の除雪を行ってください。 ・冬期において長期間留守にする場合などは水抜き等凍結防止策を行うようお願いします。 もし、凍結により修理が必要な場合は、入居者の負担で修理していただくことになりますので、ご注意ください。
隣組長及び町内長への連絡	隣組長及び鮎貝 8 粡町（あらまち）町内長さんへ入居の連絡をしてください。
模様替え	住宅の模様替えは原則として認めておりません。ただし、原状回復又は撤去が容易な模様替え（例：エアコンの設置等）については、町の承認を得たうえで行うことができますので、「子育て支援住宅模様替増築承認申請書（様式第 17 号）」を提出してください。
同居の承認	入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする場合は、「子育て支援住宅同居承認申請書（様式第 10 号）」を提出してください。

継続使用の承認	入居者が死亡又は退去した場合において、入居者と同居していた方が引き続き住宅を利用する場合、事実が発生した日から３０日以内に「子育て支援住宅承継承認申請書（様式第 12 号）」を提出してください。
同居者の異動	同居者に異動があったときは、速やかに「子育て支援住宅同居者異動届（様式第 11 号）」を提出してください。
住宅の不使用	入居者が子育て支援住宅を引き続き１５日以上使用しないときは、「子育て支援住宅不使用届書（様式第 16 号）」を提出してください。
入居期限の延長	入居者が入居期間の延長申請を行う場合は、新たに子が出生した日、または婚姻、養子縁組により中学校就学前の子どもが新たに同居した日から１５日以内に「子育て支援住宅入居期間延長申請書（様式第 13 号）」を提出してください。
明け渡し	契約の解除または入居期限により住宅を明け渡す場合は、１５日前までに届出（任意様式により提出）をしなければなりません。
明け渡し立会い	入居者と職員により確認させていただきます。この確認を基に修繕費を町と入居者で負担区分させていただきます。
家賃の精算	明け渡す月の家賃については、日割り計算とします。 （入居する月の家賃についても同様です。）
敷金の精算	退去時に敷金は無利子で返還致します。家賃との相殺はできません。

※解説

平成２１年３月に６棟（1 号～4 号、8 号、9 号）、平成２２年６月に６棟（5 号～7 号、10 号～12 号）、令和３年１２月に４棟（13 号～16 号）が竣工しました。

町が子育て支援のために整備した住宅で、一般的な公営住宅とは異なります。

その１

子育て世帯に対して良質な住宅を提供し、安心して生み育てやすい環境づくりを行います。木造の平屋建てとし、子どもが伸び伸びと遊べるような広さや間取りに配慮しています。また、高性能エアコン（13 号～16 号のみ）、ＩＨクッキングヒーター、エコ給湯器等を備えたオール電化住宅となっており、その他、ビルトイン食器洗浄機など充実した設備を備えています。なお、高気密、高断熱住宅のため、石油系暖房を使用した場合は一酸化炭素中毒が起きる危険がありますので、石油系暖房は絶対に使用しないでください。

その２

経済的負担が大きい子育て世帯に配慮した家賃設定により、子育て世帯の負担軽減を図ります。一般的な公営住宅は、住宅に困窮した低所得者等を対象としているため、月額所得の上限が原則として１５万８千円以下の方を入居の要件としています。これに対して、子育て支援住宅は、月額所得の上限を３１万３千円と設定して、より多くの方に応募いただけるようにしています。また、一般的な公営住宅と同様に家賃を計算した場合、月額６万円程度の家賃となりますが、子育て世帯の負担軽減を図るため、家賃を月額３万５千円（３人以上のお子さんがいる場合は月額３万円）と設定しています。

その３

子育て支援住宅は、若者の町外流出の抑制と町外子育て世帯の移住による人口増加により、白鷹町への定住の促進を図ることを目的として整備されました。そのため、１６戸のうち、原則として、町外からの移住世帯向け住宅を１１戸、町内在住世帯向け住宅を５戸としております。

資料１：入居までのスケジュール（予定）

令和８年１１月１６日（月）	入居者募集開始
１１月２７日（金）	入居者募集締切
１２月１５日（火）	抽選会（予定）
１２月下旬	入居決定通知の送付
	入居手続き（入居決定通知から１０日以内）
	入居可能日通知の送付（入居手続き終了後）
１月下旬	入居可能日
	入居（入居可能日から１５日以内）

資料２：申込み、入居に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　申込み前や後に、住宅内部を見学できますか。

Ａ１　随時、見学の予約を受け付けます。ただし、事前にご予約をいただいた方のみを対象といたします。
（予約の連絡先：白鷹町役場建設課管理係 TEL0238-85-6140）

Ｑ２　夫婦や子どもの他に、祖父や祖母も入居できますか。

Ａ２　入居できます。

Ｑ３　現在第１子を妊娠中です。申し込むことはできますか。

Ａ３　入居者の募集は、子を持つ夫婦世帯を対象にしておりますので、第１子を妊娠中の方はお申込みできません。

Ｑ４　入居してから家賃以外に負担するものはありますか。

Ａ４　共同施設の維持及び運営に関する費用が必要となった場合は、ご負担いただく場合があります。
なお、光熱水費、住宅敷地内の除雪費用などは入居者の費用負担となります。

Ｑ５　小学校、中学校の学区を教えてください。

Ａ５　小学校は、白鷹町立鮎貝小学校（白鷹町大字鮎貝 5215）の学区です。
中学校は、白鷹町立白鷹中学校（白鷹町大字荒砥乙 1158）の学区です。

Ｑ６　第３子が出生した場合、いつから家賃が変更になりますか。

Ａ６　第３子が出生した日から１５日以内に、入居者から「子育て支援住宅入居期間延長申請書」を提出していただくと、書類を提出した月の翌月から家賃が変更になります。

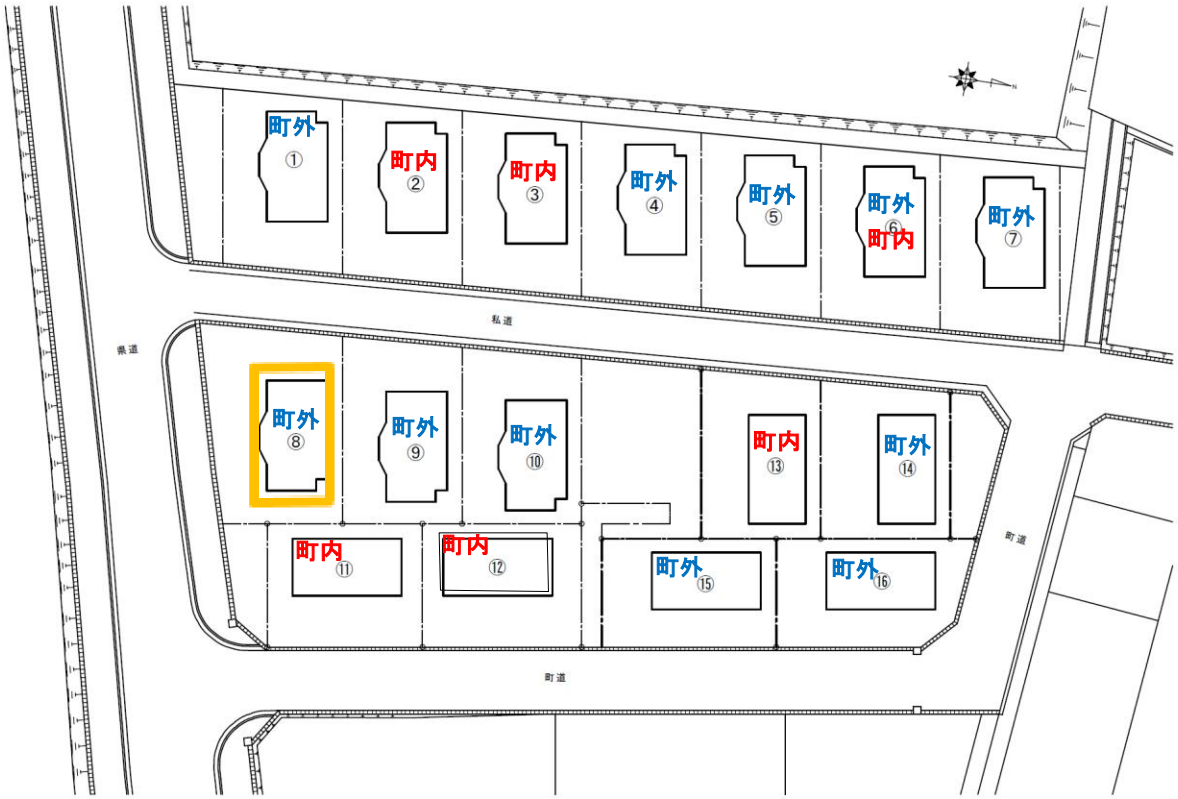
資料３：全体配置図

□…入居者募集住宅

丸数字…住宅番号

町外　…町外棟（移住世帯向け住宅）

町内　…町内棟（町内在住世帯向け住宅）



【問合せ先】
白鷹町役場　建設課管理係
ＴＥＬ　０２３８－８５－６１４０（直通）
ＦＡＸ　０２３８－８５－２５０９
Ｅ－mail kensetu@so.town.shiratka.yamagata.jp